

松本市海外留学生奨学金希望者募集要領

(令和5年度)

松本市海外留学生奨学金を希望される方は、以下の事項を確認のうえご応募ください。

1 奨学金を申請できる方の要件

- (1) 令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に海外へ留学する高校生で、留学期間が6カ月以上の方(令和4(2022)年度中から今年度にかけて留学されていても構いません。)
- (2) 本人または親が松本市内に引き続き1年以上居住していること

2 奨学金給付内容

- (1) 奨学金の給付人数は、2名です。
- (2) 奨学金の給付額は、8万円(1人1回限り)です。

3 募集期限

令和5年12月1日(金)

4 手続書類の提出先および問い合わせ先

〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 大手事務所4階
松本市教育委員会 学校教育課 学務担当(担当:小松)
電話 0263-33-9846
メール g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

5 手続書類

(1) 申請時

ア 海外留学生奨学金申請書(様式第1号)

イ 推薦書(様式第2号)

留学直前まで在籍していた日本の高等学校で記入していただくものです。中学校卒業後すぐに海外の高校へ入学した場合などは「推薦書を提出できない理由書」を提出してください。

※「推薦書を提出できない理由書」は決まった様式はありませんので、別紙作成例を参考にしてください。

ウ 履歴書

エ 申請者および保護者の住民票の写し

(それぞれの様式および履歴書は、松本市ホームページからダウンロードして作成してください。)

(2) 奨学生決定後

ア 誓約書(様式第3号)

イ 留学先の入学許可書または留学を受入れることを証明する書類の写し

(3) 帰国後

ア 海外留学実績報告書(様式第5号)

イ 学生証など留学したことを証明する書類の写し

ウ レポート(A4一枚程度)

6 その他

- (1) 募集定員の2名を超えた場合は、審査により選考いたします。
- (2) 審査結果および奨学生決定後の手続依頼は、12月末に通知する予定です。
- (3) 松本市海外留学生基金条例及び松本市海外留学生奨学金基金条例施行規則は、別紙のとおりです。